



個人情報書類は窓口で本人確認が必要



西山富三郎議員

**問** 全国で3人の行政書士が戸籍謄本を目的外使用をしたことが発覚した(興信所に密売)。佐賀県を除く全都道府県にわたっている。

県内では

鳥取市	5件
岩美町	1件
倉吉市	3件
旧溝口町	4件
江府町	3件
境港市	1件
(1)人権に敏感な事務執行であるか。	確認されている。

(1)人権に敏感な事務執行であるか。

その基本姿勢を引き継いでいる。

(2)本年2月、住民基本台帳事務処理要領が改正された。

国レベルで対応が検討されるものと考えている。

(1)旧3町、それぞれ個人情報保護条例を制定し、個人情報を適正に管理・保護し、信頼される町づくりに努めている。

(4)法務省で戸籍法の一部改正の検討があり総務省でも本年住民基本台帳の事務処理要領が改正となり、本人確認の取扱い、不正な目的による申請の防止策が講じられたところである。

(2)10月から窓口で本人確認のできる書類提示が必要となる。

(3)8業種からの請求件数と理由。

(4)戸籍法・住民基本台帳の改正は求めないか。

(3)請求件数は291件  
広報9月号・チラシを全戸配布した。  
来庁者にも説明を行つてある。

(2)10月から窓口で本人確認のできる書類提示が必要となる。

(3)8業種からの請求件数と理由。

(4)戸籍法・住民基本台帳の改正は求めないか。

(2)10月から窓口で本人確認のできる書類提示が必要となる。

**答** 窓口で本人確認が必要となる

**問** 個人情報は保護されているか

**答** 窓口で本人確認が必要となる

**問** (1)外部審査も視野に入れながらとは。(2)総務省は新しい指針を示した。どう受けとめているか。

抜本的改革に至つていない。

公平平公正な立場から外部の委員の意見も伺い、適正かつ効果的な交付を行いたい。

新規

新規